

「京都市内における観光バス路上滞留対策事業」に関する 業務委託仕様書

1 事業名

「京都市内における観光バス路上滞留対策事業」に関する業務委託

2 事業概要等

本市では、一部の観光地やその周辺道路において、観光バスの路上滞留による混雑や乗客によるマナー問題が生じており、市民生活に影響を及ぼしていることから、その対策として、これまで「観光バスの路上滞留対策」を実施している。

これまでの対策により、現地啓発活動における啓発件数が徐々に減少しており、一定の効果がみられるものの、依然として主要幹線道路以外を含む市内全域で路上滞留が散見している状況である。

そのため、大型バス運行データ等を活用して市内全域の路上滞留を定量的に実態把握・分析するとともに、それらのデータ等も活用した効果的な対策の実施が必要である。

観光バスの路上滞留の抑制により、道路の混雑緩和の目的を達成するため、「4 委託内容」で定める業務を委託するものである。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 委託費の対象経費

「京都市内における観光バス路上滞留対策事業」に係る関連費用一式、消費税及び地方消費税等

(4) 再委託

当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。

ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ発注者の承認を得ることとする。

4 委託業務内容

(1) 大型バスの運行データ等を活用した調査・分析

京都市内に流入する大型バスの位置情報データ等を活用して、路上滞留の実態を定量的に分析する。

ア データの仕様等

① 対象車両

京都市内に流入する大型バス

※ 提案時に、対象車両数（サンプル数）や網羅性を併せて提示すること

- ② 対象地域
京都市内全域
- ③ 対象期間
令和7年3月1日～令和9年2月28日
- ④ その他
道路上での停車を抽出するとともに、停車時間を「10分未満」、「10分以上30分未満」、「30分以上」に区分すること

イ 分析内容等

上述4(1)アに記載のデータを活用のうえ、以下の分析項目を基本としつつ、必要に応じて追加提案すること。

<分析項目（基本）>

- ① 日別・時間帯別（1時間単位）の停車件数及び流入台数
- ② 平日・土休日・観光シーズン等の比較分析
- ③ 停車発生箇所の特定
- ④ 停車前後の移動経路分析

ウ 報告書の提出

分析結果等を示した報告書（電子データ）を提出する。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

また、毎月、前々月分の分析結果を月次報告書として提出（令和7年3月1日～令和8年3月31日の月次報告書は令和8年5月末まで、令和9年2月1日～28日の月次報告書は令和9年3月末までに提出）すること。

なお、報告書には以下の項目を記載すること。

- ① 日別・時間帯別（1時間単位）の停車件数及び流入台数
- ② 平日・土休日・観光シーズン等の比較分析
- ③ 停車発生箇所の特定
- ④ 停車前後の移動経路分析
- ⑤ 停車場所・時間をマッピングした地図

(2) 観光バス路上滞留に係る巡回調査

大型バスの路上滞留状況の実態把握及び上述「4(1)大型バスの運行データ等を活用した調査・分析」のデータ検証を目的に、市内全域を対象に路上滞留の発生エリアの重点的に設定すること

ア 実施時期・場所

- ・ より多くの観光客の来訪が見込まれる時期・時間帯を中心に提案すること。
- ・ 調査ルートについては、参考1及び参考2（「市民からの情報提供結果」・「令和7年度現地啓発活動エリア」）も参考に、路上滞留が散見されるエリアを中心に設定すること。

※ 調査日数は、計15日間以上とすること

※ 昼時間帯は、観光バスの路上滞留が多くなる傾向にあるため、午前11時～午後2時の時間帯は避けて休憩時間を確保すること。

※ 実際の調査時期・場所については、本市と協議のうえ決定

イ 調査項目

以下の調査項目を基本としつつ、必要に応じて追加提案すること。

<調査項目（基本）>

- ① 滞留場所・日時
 - ② ナンバープレートの車籍地（例：和泉・京都）
 - ③ バス事業者・旅行事業者
- ※ ②及び③に関しては、把握できる範囲で確認

ウ 留意点

- ・ 本市及び京都府警察等の関係者の指示に従うとともに、密に連携しながら業務を進めること。
- ・ 本件が公的な調査であることを念頭に、高い倫理観をもって業務を遂行すること。
- ・ 調査実施にあたっては、本市との窓口を兼ねた監督員を配置すること。

(3) 路上滞留している観光バスへの現地啓発活動

路上滞留している観光バスに対して、啓発要請文と周辺の観光バス駐車場情報を提供のうえ、近隣の観光バス駐車場への誘導を行う。

併せて、啓発対象となったバスの属性（車籍地・事業者等）や滞留状況を詳細に記録・集計する。

ア 実施時期・場所

- ・ より多くの観光客の来訪が見込まれる時期・時間帯を中心に提案すること。
- ・ 啓発場所については、参考1及び参考2（「市民からの情報提供結果」・「令和7年度現地啓発活動エリア」）も参考に、路上滞留が散見されるエリアを中心に設定すること。
- ・ 啓発活動では、単なる注意に留まらず、駐車場の空き情報等の具体的な誘導案を提示すること。

※ 実施日数は、計15日間以上とすること

※ 昼時間帯は、観光バスの路上滞留が多くなる傾向にあるため、午前11時～午後2時の時間帯は避けて休憩時間を確保すること。

※ 実際の啓発エリアについては、本市と協議のうえ決定する。

イ 記録事項

現地啓発活動に加え、啓発対象となったバスの属性（車籍地・事業者等）や滞留状況について、以下の基本項目を記録・集計する。

なお、記録項目については、必要に応じて追加提案すること。

- ① ナンバープレートの車籍地（例：和泉・京都）
- ② バス事業者・旅行事業者
- ③ 滞留場所・時間

- ④ 停車理由
- ⑤ 観光バスの乗客の国籍
- ⑥ 運行指示書における指定駐車場の有無
- ※ ②、④、⑤及び⑥に関しては、把握できる範囲で確認

ウ 報告書の提出

実施内容、実施結果等を示した報告書5部（紙及び電子データ）を提出する。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Pointを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

報告書は、各期実施終了後2週間以内に提出すること。

なお、報告書には以下の項目を記載すること。

- ① ナンバープレートの車籍地（例：和泉・京都）
- ② バス事業者・旅行事業者
- ③ 滞留場所・時間
- ④ 停車理由
- ⑤ 観光バスの乗客の国籍
- ⑥ 運行指示書における指定駐車場の有無
- ⑦ 滞留場所・時間をマッピングした地図
- ※ ②、④、⑤及び⑥に関しては、把握できる範囲で報告

エ 留意点等

- ・ 本市及び京都府警察等の関係者の指示に従うとともに、密に連携しながら業務を進めること。京都府警察等の関係事業者に現地啓発実施に伴う申請等の諸業務を行うこと。
- ・ 本件が公的な調査であることを念頭に、高い倫理観をもって業務を遂行すること。
- ・ 調査実施にあたっては、本市との窓口を兼ねた監督員を配置すること。
- ・ 本業務は、交通誘導警備業務に該当しないため、交通誘導警備業の資格は不要とする。

(4) 観光バス路上滞留対策看板の設置及び保守管理

観光バスに対する啓発看板を新設する。

ア 設置時期・場所

- ・ より多くの観光客の来訪が見込まれる時期までに設置すること。
- ・ 設置場所については、参考1及び参考2（「市民からの情報提供結果」・「令和7年度現地啓発活動エリア」）も参考に、路上滞留が散見されるエリアから選択すること。
- ※ 実際の設置時期・場所については、本市と協議のうえ決定

イ 看板仕様

以下の仕様を参考にすること

- ・ 枚数：計10枚以上
- ・ サイズ：横450mm×縦1,800mm
- ・ 基材：木枠、アルミ複合版かつシート出力貼り

ウ 報告書の提出

設置内容等を示した報告書（電子データ）を提出する。

電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。

その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

なお、報告書には以下の項目は必ず記載すること。

- ① 設置箇所
- ② 看板設置の写真
- ③ 看板設置箇所をマッピングした地図

【参考1】市民からの情報提供結果（件数順）

- | | | |
|------------------|-----------------|-----------|
| ① 紫明通 | ② 竹田街道周辺 | ③ 千本丸太町付近 |
| ④ 五条通（大宮通～東大路通） | ⑤ 平安神宮付近 | ⑥ 伏見稲荷付近 |
| ⑦ 御池通（堀川通～川端通） | ⑧ 堀川通（丸太町通～七条通） | |
| ⑨ 烏丸通（御池通～五条通） | ⑩ 九条烏丸付近 | ⑪ 平野神社 |
| ⑫ 円山駐車場周辺 | ⑬ 西小路三条交差点 | ⑭ 芸大学前付近 |
| ⑮ 北大路通（西大路通～千本通） | ⑯ 京都駅周辺 | ⑰ 二条城周辺 |
| ⑱ 円町駅周辺 | ⑲ 豊国神社付近 | ⑳ 東本願寺周辺 |

【参考2】令和7年度現地啓発活動エリア

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 御池通（堀川通～川端通） | ② 五条通（川端通～東大路通） |
| ③ 烏丸通（御池通～四条通） | ④ 知恩院周辺 |
| ⑤ 河原町通（八条通～九条通）・九条烏丸周辺 | |
| ⑥ 豊国神社周辺・京都市立芸術大学周辺 | |
| ⑦ 東本願寺周辺 | ⑧ 紫明通 |
| ⑨ 堀川通（四条通～七条通） | ⑩ 丸太町通（東大路通～白川通） |
| ⑪ 仁王門神宮道周辺及び平安神宮 | ⑫ 九条大宮周辺 |
| ⑬ 千本丸太町周辺 | ⑭ 伏見稲荷大社周辺 |

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受注者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、発注者に届け出て承認を得るものとする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

(3) 勤務実績

本業務に係る従事時間（勤務実績時間）の実績を示した報告書1部（紙及び電子データ）を提出する。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

6 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に発注者と連絡調整を行う。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 業務遂行に係る必要な設備、人員等については、全て受注者が用意するものとする。
- (4) 受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託業務実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (6) 円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。